平成 24 年５月 21 日

各　　位

会　　社　　名　株式会社ヤマノホールディングス
代 表 者 名　代表取締役社長
兼最高執行責任者　山 野　義 友
（ＪＡＳＤＡＱ　コード番号　7571　）
問い合わせ先　取締役常務執行役員
管理本部長　　金 木　俊 明
電　話　番　号　０３－３３７６－７８７８

（訂正）「株式併合についてのＱ＆Ａ」の一部訂正のお知らせ

当社は、本日付で別途開示いたしました「定款の一部変更に関するお知らせ」及び「株式の併合に関するお知らせ」の一部訂正に関するお知らせにおいて記載の通り、単元未満株主の売渡請求に関する規定を定款より削除する決議を行いました。それに伴い、平成24年５月16日に公表いたしました「株式併合についてのＱ＆Ａ」につきましても、内容を一部訂正させていただきます。

【訂正前】

（訂正箇所は下線を付しております。）

目次

「株式併合についてのＱ＆Ａ」

Ｑ７．単元未満株式や単元未満株式の買取制度及び買増制度について教えて下さい。　……4

以下省略

「株式併合についてのＱ＆Ａ」

Ｑ４．現在、1,100株（単元株式のみ）の株式を保有しているのですが、本株式併合議案が承認可決された場合、どうなりますか。

株式併合の効力発生日である平成24年７月31日には、保有株式数は550株となります。効力発生日後も、保有株式数500株については、従来どおり大証ＪＡＳＤＡＱ市場において市場取引ができます。保有株式数50株に関しては、単元未満株式に該当することになり、大証ＪＡＳＤＡＱ市場において市場取引ができなくなります。

単元未満株式の買取制度、買増制度につきましては、Ｑ７をご覧下さい。

Ｑ５．現在、100株(単元株式のみ)の株式を保有しているのですが、本株式併合議案が承認可決された場合、どうなりますか。

株式併合の効力発生日である平成23年８月１日には、保有株式数は50株となります。効力発生日後は単元未満株式に該当することになり、大証ＪＡＳＤＡＱ市場において市場取引ができなくなります。

単元未満株式の買取制度、買増制度につきましては、Ｑ７をご覧下さい。

Ｑ６．（省略）

Ｑ７．単元未満株式や単元未満株式の買取制度及び買増制度について教えて下さい。

単元未満株式は、証券市場での売買ができない、株主総会での議決権を行使できないなど制約があります。そのような不便を解消するために、会社法において、単元未満株式の買取制度（１単元に満たない株式を当社が買い取る）及び買増制度（株主様が１単元に満たない株式を買い足して保有株式数を１単元にする）があります。

当社は、単元未満株式の買取制度及び買増制度を採用しております。

(1)　単元未満株式の買取制度

単元未満株式の買取制度とは、ご所有の単元未満株式を当社が買取るよう請求できる制度です。買取価格は、当該請求が当社の株主名簿管理人の事務取扱場所に到達した日の大証ＪＡＳＤＡＱ市場における当社株式の終値に当該請求株数を乗じた額となります。

(2)　単元未満株式の買増制度

単元未満株式の買増制度とは、ご所有の単元未満株式を１単元（100株）の株式にするために必要な数の株式を買増すことを当社に請求できる制度であります。買増価格は、当該請求が当社の株主名簿管理人の事務取扱場所に到達した日の大証ＪＡＳＤＡＱ市場における当社株式の終値に当該請求株数を乗じた額となります。

いずれも、お取引の証券会社経由でのお手続となりますので、お取引の証券会社にお問合せください。

Ｑ８．この機会に単元未満株式の処分をしたいのですが、どうすればいいのですか。

単元未満株式の買取請求を行なうお申出は、お取引の証券会社において受け付けております。なお、買増請求につきましても、同様にお取引の証券会社において受け付けております。

【訂正後】

（訂正箇所は下線を付しております。）

目次

「株式併合についてのＱ＆Ａ」

Ｑ７．単元未満株式や単元未満株式の買取制度について教えて下さい。 ……4

以下省略

「株式併合についてのＱ＆Ａ」

Ｑ４．現在、1,100株(単元株式のみ)の株式を保有しているのですが、本株式併合議案が承認可決された場合、どうなりますか。

株式併合の効力発生日である平成24年７月31日には、保有株式数は550株となります。効力発生日後も、保有株式数500株については、従来どおり大証ＪＡＳＤＡＱ市場において市場取引ができます。保有株式数50株に関しては、単元未満株式に該当することになり、大証ＪＡＳＤＡＱ市場において市場取引ができなくなります。

単元未満株式の買取制度につきましては、Ｑ７をご覧下さい。

Ｑ５．現在、100株(単元株式のみ)の株式を保有しているのですが、本株式併合議案が承認可決された場合、どうなりますか。

株式併合の効力発生日である平成23年８月１日には、保有株式数は50株となります。効力発生日後は単元未満株式に該当することになり、大証ＪＡＳＤＡＱ市場において市場取引ができなくなります。

単元未満株式の買取制度につきましては、Ｑ７をご覧下さい。

Ｑ６．（省略）

Ｑ７．単元未満株式や単元未満株式の買取制度について教えて下さい。

単元未満株式は、証券市場での売買ができない、株主総会での議決権を行使できないなど制約があります。そのような不便を解消するために、会社法において、単元未満株式の買取制度（１単元に満たない株式を当社が買い取る）及び買増制度（株主様が１単元に満たない株式を買い足して保有株式数を１単元にする）があります。

当社は、単元未満株式の買取制度を採用しております。

単元未満株式の買取制度

単元未満株式の買取制度とは、ご所有の単元未満株式を当社が買取るよう請求できる制度です。買取価格は、当該請求が当社の株主名簿管理人の事務取扱場所に到達した日の大証ＪＡＳＤＡＱ市場における当社株式の終値に当該請求株数を乗じた額となります。

お取引の証券会社経由でのお手続となりますので、お取引の証券会社にお問合せください。

Ｑ８．この機会に単元未満株式の処分をしたいのですが、どうすればいいのですか。

単元未満株式の買取請求を行なうお申出は、お取引の証券会社において受け付けております。

以　上